

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号）第１１条第１項の規定により、「東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業」に係る事業者の選定に関する客観的な評価結果をここに公表する。

令和５年３月３日

東根市長 土 田 正 剛

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業

審査講評



令和5年3月3日

東 根 市

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業審査委員会

< 目 次 >

1	事業の概要	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業の手法	1
(5)	業務の内容及び範囲	1
(6)	事業の期間	2
2	落札者決定までの経緯等	2
(1)	落札者決定までの経緯	2
(2)	最優秀提案者の選定方式	2
(3)	最優秀提案者の選定方法	2
(4)	最優秀提案者の選定体制	3
3	競争参加資格確認審査とその結果	3
(1)	競争参加資格確認審査の概要	3
(2)	競争参加資格確認審査の結果	3
(3)	競争参加資格が確認されたグループ	3
4	提案審査（基礎審査）とその結果	3
(1)	提案審査（基礎審査）の概要	3
(2)	提案審査（基礎審査）の結果	4
5	提案審査（定性審査）とその結果	4
(1)	提案審査（定性審査）の概要	4
(2)	提案審査（定性審査）の結果	4
6	提案審査（価格審査）とその結果	4
(1)	提案審査（価格審査）の概要	4
(2)	提案審査（価格審査）の結果	4
7	提案審査（総合評価値）とその結果（最優秀提案者の選定及び落札者の決定）	4
(1)	提案審査（総合評価値）の概要	4
(2)	提案審査（総合評価値）の結果（最優秀提案者の選定及び落札者の決定）	4
8	提案審査結果の詳細（一覧表）	5
9	審査講評	6
(1)	総評	6
(2)	個別講評	6

1 事業の概要

(1) 事業の名称

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

東根市学校給食センター（本体施設とともに附帯施設を含む、以下総称して「施設等」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

東根市長 土 田 正 剛

(4) 事業の手法

本事業は、P F I 法に基づき、現事業で整備された施設等（市が所有）を継続して利用することを前提とし、選定事業者が事業期間にわたって当該施設等の更新等業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施するR O（Rehabilitation Operate）方式とする。なお、選定事業者の業務内容の範囲を越える業務については、市が実施するものとする。

(5) 業務の内容及び範囲

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）の範囲は、以下に掲げるとおりとする。

1) 施設等の更新等業務

- ① 施設等の更新等に係る調査・設計業務及び関連業務
- ② 施設等の更新等に係る建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
- ③ 施設等の更新等に係る調理設備設置業務及び関連業務
- ④ 施設等の更新等に係る工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 上記各項目に伴う各種申請等業務

2) 施設等の維持管理業務

- ① 施設等の維持管理に係る建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- ② 施設等の維持管理に係る建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- ③ 施設等の維持管理に係る附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
- ④ 施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
- ⑤ 施設等の維持管理に係る清掃業務
- ⑥ 施設等の維持管理に係る警備業務
- ⑦ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑧ 大規模な修繕、大規模な更新等のための施設調査業務

3) 給食の運営等業務

- ① 給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- ② 給食の運営等に係る衛生管理業務
- ③ 給食の運営等に係る配送・回送業務
- ④ 給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務
- ⑤ 給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）

⑥ 給食の運営等に係る光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）

⑦ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立表作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務とする。

(6) 事業の期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議決を得られた日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

2 落札者決定までの経緯等

(1) 落札者決定までの経緯

落札者決定までの主な経緯は以下のとおりである。

令和 4 年	項 目
9 月 9 日(金)～10 月 7 日(金)	入札説明書等の公表（入札公告）
9 月 9 日(金)～10 月 7 日(金)	要求水準書別冊資料の閲覧
9 月 15 日(木)～9 月 16 日(金)	入札説明書等に関する質問の受付（1 回目）
9 月 30 日(金)	入札説明書等に関する質問回答の公表（1 回目）
9 月 17 日(土)・10 月 8 日(土)	学校給食センター現場の確認
10 月 6 日(木)～10 月 7 日(金)	入札説明書等に関する質問の受付（2 回目）
10 月 14 日(金)	入札説明書等に関する質問回答の公表（2 回目）
10 月 19 日(水)～10 月 20 日(木)	入札参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付
10 月 25 日(火)	競争参加資格確認審査結果の通知
11 月 7 日(月)	入札説明書等に関する質問回答の公表（追加 3 回目）
11 月 16 日(水)～11 月 17 日(木)	入札書及び入札提案書類の受付
11 月 17 日(木)	入札書の開札
12 月 2 日(金)	最優秀提案者の選定
12 月 8 日(木)	落札者の決定・公表

(2) 最優秀提案者の選定方式

市は、最優秀提案者の選定及び落札者の決定方式について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに施設等の更新等、施設等の維持管理及び給食の運営等能力）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

(3) 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定方法は、競争参加資格確認審査と提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）の二段階により実施する。なお、競争参加資格確認審査の結果は、提案審査のための提案を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、提案審査には持ち越さない。

(4) 最優秀提案者の選定体制

最優秀提案者の選定体制は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会（「東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業審査委員会設置要綱」に基づき設置、以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会委員

区 分	氏 名	役 職	適 要
委 員 長	芦野 耕司	東根市副市長	行政関係
職務代理	半田 博	東根市教育長	行政関係
委 員	茂庭 千春	東根市立神町小学校長	学識経験者
	白幡 千夏	栄養教諭	学識経験者
	布施 麻美	東根市教育委員会施設課副主任	行政関係

3 競争参加資格確認審査とその結果

(1) 競争参加資格確認審査の概要

競争参加資格確認審査は、入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの確認審査を行う。

(2) 競争参加資格確認審査の結果

入札参加者（1 グループ）より提出された競争参加資格確認申請書等に関して、競争参加資格の審査を行った。この結果、当該入札参加者（1 グループ）は、入札説明書等に示す要件を満たしており、提案審査のための入札書及び入札提案書類を受け付けることができる能力を有していることを確認した。

(3) 競争参加資格が確認されたグループ

グループ名：メフォスグループ

代 表 企 業：株式会社メフォス

構 成 員：株式会社メフォス、株式会社日立建設設計、奥山建設株式会社、株式会社ひいらぎや、株式会社アイホー、山形陸運株式会社、株式会社長大

4 提案審査（基礎審査）とその結果

(1) 提案審査（基礎審査）の概要

1) 競争参加資格に関する適格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

2) 入札金額に関する適格審査

入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。

3) 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

(2) 提案審査（基礎審査）の結果

入札参加者（1 グループ）より提出された入札書及び入札提案書類等に関して、競争参加資格に関する適格審査、入札金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行った。この結果、当該入札参加者（1 グループ）は、入札説明書等に示す要件並びに落札者決定基準に示す基本項目等を満たしていることを確認した。

5 提案審査（定性審査）とその結果

(1) 提案審査（定性審査）の概要

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案、更新等計画に関する提案、維持管理計画に関する提案、運営等計画に関する提案、提案全体に関する提案等について、落札者決定基準に示す審査項目及び評価区分に基づいて審査を行う。なお、基準配点の合計は120点とし、提案審査（定性審査）の配点が60点未満の場合は失格とする。

(2) 提案審査（定性審査）の結果

入札参加者（1 グループ）より提出された入札提案書類等に関して、令和4年12月2日（金）に審査委員会を開催し、提案審査（定性審査）を行った。なお、当該審査委員会においては、入札参加者を対象としたプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。この結果、当該入札参加者（1 グループ）の定性審査の配点の合計は〔74.75点〕となり、落札者決定基準に示す規定を満たしていることを確認した。

6 提案審査（価格審査）とその結果

(1) 提案審査（価格審査）の概要

次の計算式に基づき、価格審査の配点を算出する。なお、基準配点は80点とし、計算式の結果が80点を超える場合は80点を上限とする。

$$\text{配点} = 30 + (\text{予定価格} - \text{入札金額}) \text{に基づいて算定された契約金額} / 5 \text{ 百万円}$$

(2) 提案審査（価格審査）の結果

入札参加者（1 グループ）より提出された入札書に関して、提案審査（価格審査）を行った。この結果、当該入札参加者（1 グループ）の価格審査の配点は〔30.59点〕となることを確認した。

7 提案審査（総合評価値）とその結果（最優秀提案者の選定及び落札者の決定）

(1) 提案審査（総合評価値）の概要

定性審査の配点と価格審査の配点の合計（総合評価値）が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定する。

(2) 提案審査（総合評価値）の結果（最優秀提案者の選定及び落札者の決定）

入札参加者（1 グループ）より提出された入札書及び入札提案書類等に関して、総合評価値の算定を行った。この結果、当該入札参加者（1 グループ）の総合評価値は〔105.34点〕となり、審査委員会が最優秀提案者として選定し、市は落札者として決定した。

8 提案審査結果の詳細（一覧表）

登録受付番号（1）／メフォスグループ

基 礎 審 査		適 格	
定 性 審 査		基 準	配 点
1) 事業計画に関する項目		20	13.75 点
① 事業計画の基本方針		5	2.50 点
② リスク管理計画		15	11.25 点
2) 更新等計画に関する項目		20	12.00 点
① 更新等業務の基本方針及び実施体制		4	2.00 点
② 調査・設計業務		2	1.50 点
③ 建設業務		6	3.00 点
④ 調理設備設置業務		6	4.50 点
⑤ 工事監理業務		2	1.00 点
3) 維持管理計画に関する項目		20	12.50 点
① 維持管理業務の基本方針及び実施体制		4	2.00 点
② 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務		4	3.00 点
③ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務		4	3.00 点
④ 清掃業務		4	2.00 点
⑤ 警備業務		2	1.50 点
⑥ 施設調査業務		2	1.00 点
4) 運営等計画に関する項目		50	31.50 点
① 運営等業務の基本方針及び実施体制		10	7.50 点
② 調理業務		10	5.00 点
③ 衛生管理業務		10	7.50 点
④ 配送・回送業務		10	5.00 点
⑤ 洗浄・残滓処理業務		6	4.50 点
⑥ 運営備品調達業務		4	2.00 点
5) 提案全体に関する項目		10	5.00 点
定性審査計〔配点 A〕		120	74.75 点
予定価格		1,234,000,000 円	
入札金額に基づいて算定された契約金額		1,231,067,134 円	
価格審査〔配点 B〕		30.59 点	
総合評価値〔A + B〕		105.34 点	
順 位		—	

※ 本事業は、P F I 方式で実施することにより、市が自ら本事業を実施した場合と比較して、定量的評価において約 8 % の市の財政負担額の削減が達成されることとなる。

9 審査講評

(1) 総評

本事業は、現事業で整備された施設等（市が所有）を継続して利用することを前提とした特殊な条件を持つやや難しい内容でもあり、残念ながら、1グループからのみの提案となった。しかし、当該グループの提案は、独自の強みを生かし、かつ創意・工夫が発揮された内容であり、その熱意と努力に敬意を払うところである。

なお、提案審査（定性審査）の過程で実施したプレゼンテーション及びヒアリングの席において、審査委員会から当該グループに対して、「① 選定事業者（特別目的会社）の顔が見える運営」、「② 運営業務総括責任者の管理業務への専念」、「③ 調理設備保守管理業務のより一層の充実」、「④ 残滓などにおけるより一層の環境への配慮」についての要請があり、当該グループは、これらの要請に真摯に応えることを表明した。

新しい選定事業者（特別目的会社）においては、上記の要請に応えつつ、安全で安心、かつ、おいしい給食の提供にとって、関連法令や基準等の遵守とともに、事故を起こさないための安全管理が極めて重要であることを認識し、施設等の更新等業務、施設等の維持管理業務、給食の運営等業務の詳細事項について、市と十分な協議を重ねた上で、それぞれの業務を実施していくことが望まれる。

(2) 個別講評

最優秀提案者に選定されたグループの提案内容に関して、特記すべき（評価された）事項は以下のとおりである。これらの提案内容を総合的に検討し評価を行った。

1) 事業計画に関する項目

① 事業計画の基本方針

② リスク管理計画

- ・ 想定されるリスクが十分検討され、リスクの発生を未然に防止する体制が評価された。
- ・ 提供するサービスの品質等を維持・継続させるための有効な対応策が評価された。

2) 更新等計画に関する項目

① 更新等業務の基本方針及び実施体制

- ・ コストの縮減及び平準化が評価された。
- ・ 夏季・冬季・春季の休校期間中を活用した工事計画が評価された。

② 調査・設計業務

- ・ 更新等業務の優先順位の設定が評価された。

③ 建設業務

④ 調理設備設置業務

- ・ 低輻射方式の回転窯の採用が評価された。

⑤ 工事監理業務

- ・ 一級厨房設備技能士の配置など、きめ細やかな業務計画が評価された。

3) 維持管理計画に関する項目

① 維持管理業務の基本方針及び実施体制

- ・ 製造中止の可能性のある調理設備への対応策や管理体制が評価された。

② **建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務**

- ・ 全体的に適切できめ細やかな業務計画が評価された。

③ **調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務**

④ **清掃業務**

⑤ **警備業務**

- ・ 15 分以内の現場到着など地元による体制が評価された。

⑥ **施設調査業務**

4) **運営等計画に関する項目**

① **運営等業務の基本方針及び実施体制**

- ・ 運営等業務のマニュアル作成及び従業員の教育・訓練の計画が評価された。

② **調理業務**

- ・ 使用水の安全確保や二次汚染の防止等、安全性への配慮が評価された。

③ **衛生管理業務**

- ・ 高いレベルの衛生検査管理体制が評価された。
- ・ 食中毒・異物混入発生時の連絡体制及び対応策が評価された。

④ **配送・回送業務**

- ・ 配送における衛生管理及び汚染防止策が評価された。

⑤ **洗浄・残滓処理業務**

- ・ 食器食缶等の洗浄や残滓処理の計画が評価された。

⑥ **運営備品調達業務**

- ・ 配送車の適切な調達計画が評価された。

以上